

京都市上下水道局公印規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第6号

京都市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局公印規程の一部を次のように改正する。

別表第2 その他の公印の項中「経理課長，用度課長」を「契約会計課長」に改め，「，資器材・防災センター所長」を削る。

附 則

この規程は，平成30年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)